



中国移転価格最新動向

中国国家税務総局が初めて中国事前確認制度に関わる年度報告書を発布

2010年12月30日、中華人民共和国国家税務総局（以下、「国税総局」）は中国語版と英語版の「中国事前確認(2009)」(以下、「APALレポート」又は「当該報告書」)を発布した。これは中国が初めて外部に対して発布した事前確認制度に関する報告書である。

当該報告書は統計データとその分析結果及び2005年から2009年までの中国のユニラテラル、二国間及び多国間事前確認の関連法規、手続きの流れ、及び制度のこれまでの経緯を説明している。又、当該報告書は添付資料の形で事前確認申請並びに交渉に必要な申請様式、証明書などの資料を提供している。

国税総局はAPALレポートを定期的に発布することによって、事前確認の組織的な管理を実現し、事前確認制度の活用を促進すること、並びに事前確認プロセスの透明度を高めることを期待している。

本移転価格ニュースでは、APALレポートの主要な記載内容及び私どもの見解を纏めている。APALレポート全文については下記のサイトを参照のこと。尚、本移転価格ニュースの引用は特別な説明がない限り全て当該報告書からのものである。

英語版サイト:

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136608/n9947993/n9948014/n10517889.files/n10518029.pdf>

中国語版サイト:

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136608/n9947993/n9948014/n10517889.files/n10518017.pdf>

国税総局がAPAレポートを發布する目的について

移転価格税制の執行は中国税務執行において、もっとも重要な租税回避防止対策の一つとなっていると私どもは認識している。2009年において、国税総局は167件の移転価格調査案件を処理しており、2010年は調査案件が更に増加すると予測されている。中国において移転価格リスクを低減するため、多国籍企業と中国企業は共にAPAのような協調的な解決方法により税務コンプライアンスの確実性を高めることに強い関心を示している。

一方、中国税務機関の観点から言えば、APAのような協調的な解決方法は非常に効率的な徴税方法であり、特に移転価格税制のような納税者から提供される情報が主な分析の根拠となる税制では効率的であると国税総局は認識している。又、租税条約を締結している国との二国間若しくは多国間APAは、国際的な協力関係のもとに合理的な課税所得全体の配分を実現するためにも非常に有効な方法であると国税総局は認識している。

国税総局は「税務管理・税務サービス・税務調査」のバランスがとれた包括的租税回避防止システムをとるべきとの認識のもと、移転価格執行管理の効率性を高める手段として「防査並挙」(防止と調査の両方を重視する)戦略を目指している。また、国税総局は、二重課税回避のための事前確認制度及び二国間の相互協議は、租税回避防止を実現するための「税務サービス」として有効な手段であるとの見解を持っている。

尚、APAレポートは法律的な力を持っておらず、正式な税務管理法規でもないということにご留意いただきたい。

中国事前確認制度の経緯について

1998年、国税総局は国税発[1998]59号通達を發布し、その28条において初めて事前確認制度を規定した。その後、国税総局は「関連企業間業務往来事前確認実施規則(試行)」(国税発[2004]118号通達)を發布し、事前確認の申請及び交渉プロセス、正式申請の提出及び執行の条件を明記し、中国の事前確認制度の基準を定めた。

国税発[2004]118号の規定に従い、中国は2005年、初の事前確認に合意し、2008年までに二国間APAを5件、ユニラテラルAPAを36件合意した。

その後、2008年1月から、「中華人民共和国企業所得税法」(以下、「企業所得税法」)が実施された。

企業所得税法の「特別納税調整」において、移転価格管理を重点的に規定した。更に、第48条では課税額に対する利子の計算方法を規定した。このような中国での税務環境の変化により、事前確認申請及び相互協議の件数が急速に増加している。2009年1月、国税総局は国税発[2009]2号通達を發布し、その第六章において、中国事前確認制度の作業プロセスをさらに明確にした。

中国事前確認制度の作業プロセスについて

事前確認のプロセスには通常、予備会談、正式申請、審査、協議及び評価、締結、実施監督の6つの段階がある。

予備会談の段階では主管税務機関への意向書の提出及び正式な予備会談の手配が行われる。意向書の提出は、税務機関が関与する事前確認作業の第一ステップである。税務機関が当該意向書を受け取った段階で、当該申請は国税総局に記録される。ユニラテラルAPAを申請する場合、主管税務機関(即ち「事前確認協議主管機関」)は納税者の通常の徴税局の一つの上級税務機関となる。当該APAの主管機関は、ユニラテラルAPAを締結する前に、必ず国税総局の許可を得なければならない。二国間APAの主管機関はAPAの主管機関と国税総局が担当することになる。

正式な予備会談の手配は予備会談時点の結論を出す段階であり、事前確認申請の重要な試金石となる。なぜなら、この段階において国税総局は納税者が提出した事前確認申請を許可するか、企業に申請却下通知書を出すかを決定するためである。正式な事前確認申請を提出した段階で、国税総局は適切なメンバーを選定し、事前確認の主管機関と共に、審査、協議及び評価、締結といった作業プロセスを遂行する。

予備会談の段階に必要な正式文書の資料は多くないが、経験上、この段階でAPA主管機関と国税総局は、申請企業の信頼性、ケースメリット及びケースの重要性について注意深く検討していると考えられる。よって、正式申請が許可される可能性を高め、適正な期間で結論に至るために、中国で事前確認を申請する納税者はこの段階が始まる前、並びにその過程において、十分な準備することを強く推奨する。

事前確認を申請した年度、もしくは申請年度前のいずれかの年度の関連者間取引が、APA適用年度の関連者間取引と同等若しくは類似である場合、企業が申請し、税務機関の承認を得た上で、事前確認で確定された価格算定方法及び計算方法をAPA適用前年度の関連取引に遡及適用することができる。適用期間は最長10年間である。

また、企業は事前確認の適用期限満了の90日前までに、主管税務機関に「事前確認更新申請書」を提出し、事前確認の更新申請を行うことができる。

APA統計データ:2009年12月31日までに処理された事案について

APAレポートでは2005年から2009年までにおいて、「関連企業間業務往来事前確認実施規則(試行)」(国税発[2004]118号通達)と「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号通達)第六章に基づき交渉された事前確認案件を記載している。当該期間において、中国では53件の事前確認を締結した。その内、ユニラテラルAPAは41件、二国間APAは12件となっている。2009年からユニラテラルAPAは徐々に減少する一方、二国間APAは急激に増加している。

2009年12月31日時点で国税総局が受理した事案の内、すでに締結した事案は53件だけであり、事案全体の50%にも達していない。その他70件は未だ審査中であり、その中の51件はまだ予備会談の段階さえ終わっていない。これは、事前確認制度(特に二国間事前確認)のニーズが高まってきている一方、国税総局は予備会談の段階でケースメリットにつき慎重な検討を行っていると考えられる。

APA統計データ:取引タイプについて

APAレポートにおいて、2005年から2009年までに締結したAPA事案の内、半分以上は有形資産の関連取引であるが、最近の申請は無形資産及び役務提供取引が増加している。又、これまで締結した中国のAPA事案において、金融取引事案はまだないと報告されている。

APA統計データ:二国間APAにおける相手国について

APAレポートによると、中国が締結した二国間APA12件の内、その大部分(9件)はアジアと締結した事案であり、残りの3件は、2件がヨーロッパ、1件はアメリカと締結した事案であると報告される。

APA統計データ:処理期間について

国税総局は12ヵ月以内でユニラテラルAPAの審査と協議を終了することを目標としているが、申請内容によって、二国間APAでは更に一年あるいはそれ以上長い期間が必要となる可能性がある。2005年から2009年までに締結した41件のユニラテラルAPAの内、23件は12ヵ月以内で処理され、残りも24ヵ月以内で処理されている。二国間APAに関して、国税総局は24ヵ月以内に審査と協議を終了することを目標としている。締結した12件の二国間APAの内、3年以上の期間を要した事案は1件のみであり、7件は12ヵ月以内で処理されている。

事前確認の申請プロセスに要する期間は、申請取引の複雑性、納税者の提出した申請書類の質及び協力姿勢、主管税務機関の審査要員の数及び相互協議相手国(二国間APAの事案のみ)の協議計画等により大きく影響される。

APA統計データ:移転価格算定方法について

2005年から2009年までに締結した事案の内、売上高営業利益率を利益水準指標にした取引単位営業利益法(TNMM)が最も多く適用された方法となっている。その他適用された方法としては、トータルコストマークアップ率を利益水準指標とした取引単位営業利益法と原価基準法(CP法)が挙げられる。

2009年12月までに締結した事前確認の内、取引単位営業利益法を適用し、ペリー比若しくは資産収益率を利益指標とした事案はないとしている。尚、国税総局は、再販売価格基準法(RP法)の適用には、企業に大量の取引単位の情報と市場価格に関する詳細な情報の提供が必要であるとの認識であるため、締結した事前確認の内、適用事案はないとしている。

独立価格基準法(CUP法)は締結した53件の内、4件に適用されている。当該方法を適用するためには、製品と取引に関する高い比較可能性が求められるため、当該方法が通常適用される事案が極めて少ないことがわかる。利益分割法(PS法)とその他の方法も4件適用されている。私どもは国税総局とのやり取りを通じて、さらに多くの無形資産取引関連の事前確認が多くなることが予想されるため、これからの事前確認において、利益分割法が多く適用されるのでは予測している。

アーンストアンドヤングの意見

企業は潜在的な税務リスクを減少し、税務機関が事前確認協議申請を認可する可能性を増やすため、中国税務機関の事前確認申請及び協議プロセスに対する意見と政策方針を見守り、移転価格に対する専門課の意見を求める必要があると考える。



連絡先: 国際税務サービス-移転価格及び税務サプライチェーン・マネージメントサービス

上海

Luis Coronado
+86 21 2228 3366

Jessica Tien
+86 21 2228 2115

Travis Qiu
+86 21 2228 2941

北京

Joanne Su
+86 10 5815 3380

深圳

Enoch Hsu
+86 755 2502 8287

香港

Patrick Cheung
+852 2846 9905

台北

George Chou
+886 2 2720 4000 Ext. 2735

Ernst & Young
Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。クライアント、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮し、業界他社との差別化を図る一助となります。

より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com.

アーンスト・アンド・ヤングは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。

移転価格及び税務サプライチェーン・マネージメント(略称、“TESCM”)について

移転価格チームは、長年にわたって蓄積した経験に基づき、移転価格及びサプライチェーン・マネージメントなどの分野で国際的な観点でのサービスを提供します。また、効果的なサプライチェーン・マネージメントの構築、長期的に有効な移転価格設定方針の策定についてクライアントにアドバイスを行うことが可能です。さらに、各分野の専門知識を持つチームにより、クライアントに積極的、且つ適切に実行可能な総合的な政策をアドバイスし、税務リスクの解決、クライアントの潜在能力を発揮することをサポートします。これは、アーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

©2011アーンスト・アンド・ヤング(中国)企業諮詢有限公司 版權所有
FEA no. 03000865

本ニュースは、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。アーンスト・アンド・ヤング中国及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本ニュースに含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参考にされるようお願いいたします。

www.ey.com/china